

第105回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第4日)

令和3年12月13日(月曜日)

出席議員 (13名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
			8番	岡 本 義 次
	9番	金 谷 英 志	10番	山 本 幹 雄
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	石 堂 基
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎基彦	書記	大上千佳
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	企画防災課長	江見秀樹	税務課長	大永和重
	住民課長	山田裕彦	健康福祉課長	長峰忠夫
	高年介護課長	古市宏和	農林振興課長	松阪鉄矢
	商工観光課長	真岡伯好	建設課長	重崎勇人
	上下水道課長	梶本周作	上月支所長	高見浩樹
	南光支所長	竹内秀夫	三日月支所長	服部吉純
	会計課長	和田始	教育課長	宇多雅弘
	生涯学習課長	谷邑雅永		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第1．議案第106号 令和3年度佐用町一般会計補正予算案（第6号）について
日程第2．議案第107号 令和3年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第2号）について
日程第3．議案第108号 令和3年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第2号）について
日程第4．議案第109号 令和3年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第2号）について
日程第5．議案第110号 令和3年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第2号）について
日程第6．議案第111号 令和3年度佐用町水道事業会計補正予算案（第2号）について
日程第7．議案第112号 令和3年度佐用町一般会計補正予算案（第7号）について
-

午前09時30分 開議

議長（石堂 基君） おはようございます。皆様、おそろいでご出席を賜り、誠にありがとうございます。

私事ですが、先週、治療のため一週間、議会のほうを欠席させていただきました。大変ご迷惑をおかけしましたことを、この場を借りて、謝罪をしたいと思います。

本日も、慎重にご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。直ちに日程に入ります。

日程第1から日程第6までの提案に対する当局の説明は、11月30日に終了しておりますので、順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1．議案第106号 令和3年度佐用町一般会計補正予算案（第6号）について

議長（石堂 基君） まず、日程第1、議案第106号、令和3年度佐用町一般会計補正予算案についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） 5ページ、27の10の10、個人住民税減収補填特例交付金、これについて、説明してください。何ぼ該当しておるとか。

〔総務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。

この住民税の特例交付金でございますけども、住宅借入金、いわゆる住宅ローンという

ものなんですけれども、それを借りた場合に、減税措置されます。そのことによって、住民税が減るということになりますので、その減った分に対して補填をするという内容でございますけれども、国のほうから県に交付されまして、県のほうから町のほうに、また、振り分けするというところでございますので、ちょっと、金額的な算出基準というのは、ちょっと分かりませんが、今回、県のほうから確定額が決まりましたということで報告を受けましたので、それに合わせて減額をしているということでございます。以上でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） そしたら、その人は、何人ぐらい対象になっていますか。

〔税務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 税務課長。

税務課長（大永和重君） 今、総務課長のほうが住宅ローン控除の減額分についての減収というふうの説明しましたけれども、これは、ちょっと違まして、住宅ローン控除というのが、取得税のほうで住宅ローン控除というのがあります。

所得税が、まず少ない方がローン控除を受けた時に、ローン控除が税以上の控除があるという場合に、引ききれなかった部分を住民税のほうで引きますという制度の分の補填になります。

人数については、ちょっと、若干、過去の分がありますので、実際、把握はしておりませんが、おおむね 10 年間の控除がありますので、その中で、所得が低くてローン控除がオーバーした方、その方の分についての補填金が、この額になっているということでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） その下の 50、10 の 10 の障害者自立支援給付費負担金、これについては、その障害者の方は、どういうふうな仕事を、今、されておるのかということが 1 つ。

それから、その下の通所のこういう負担金も出ていますが、その通所というのは、どこを指すんでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） お答えをいたします。

まず、障害者自立支援給付費ですけれども、これにつきましては、大人の障がい者の方の対応ということでございまして、障害者福祉法に規定をしております事業メニューがご

ございます。例えば、居宅介護でありますとか、重度訪問介護、同行援助、療養介護、生活介護等々、障がい者の方が施設に入所して利用されるサービスとか、あるいは、在宅のまま通われてされるサービス等がございます。それで、そちらにつきましては、今回、補正させていただいております国庫負担金、それから、県負担金も補正のほうさせていただいておりますけれども、国庫については補助率が2分の1、県費につきましては、補助率が4分の1ということで、この金額につきましては、補正予算歳出のほうの11ページで補正しております。その、ただ今、申しました補助率によって、算定をしているということでございます。

それから、障害児通所支援費負担金でございますけれども、こちらについては、お子さんの利用されるサービスということで、こちらも障害者福祉法のほうで、事業メニューのほうが決まっております。例えば、相談事業でありますとか、あと、施設のほうに通われて利用される事業とか、放課後デイサービス事業とか、そういった事業メニュー等がございます。こちらにつきましても、歳出のほうを補正させていただいておりますので、補助率は、先ほど申しました障がい者のほうと同率なんでございますけれども、それによって、国なり県のほうから負担金をいただくということで、補正をさせていただいております。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） 上の分で、該当しておる人は、何人ぐらいいらっしゃるんかということと、その下の分は、施設がどこの施設があるんですかということ。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） お答えをいたします。

まず、障がい者のほうでございますが、利用メニューによって、毎月、若干の変動がございますが、令和3年4月の利用者の総数でございますけれども、これは1の方が、ほかの2つ以上のメニューも通われているというケースもございますので、延べ人数になりますけれども、4月で294人、約300人ということでございます。

それから、障がい児の通所施設のほうですけれども、町内、それから、佐用町外の施設もご利用になっておるんですけれども、佐用町内でございますと放課後等デイサービスのつぼみさん、円光寺にある施設ですね。それから、すまいるとか、ふきのとう、こちらについては、相談したり計画をしたりというようなところでございます。それ以外には、播磨科学公園都市の児童発達支援センターたんぼぼさんとか、等々、姫路市、それから、たつの市等の事業所のほうもございまして、そちらのほうの事業所のほうから、例えば、保育園へ相談に事業所の支援員、相談員さんが来ていただいて相談したりというようなことがございます。以上です。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 106 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 106 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 106 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2．議案第 107 号 令和 3 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 2、議案第 107 号、令和 3 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 107 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 107 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 107 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3．議案第 108 号 令和 3 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 3、議案第 108 号、令和 3 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 108 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 108 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 108 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4．議案第 109 号 令和 3 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 4、議案第 109 号、令和 3 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 4 ページ、これ、コンビニで支払いができるわけなんですけれど、この分については、どうなんですか。ずっと増えていきよんか。そのままのような状態で、コンビニ利用されている方が、まだ、みんな、これが分かっていない方があるんじゃないか思ったりするんですけど、そこらへんは、どうでしょう。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） お答えします。
コンビニの納付件数については、当初、102 件程度というふうに想定しておりました。
これについては、当初より、かなり増えておりまして、現在、実績としては、月に 160 件程度ということで、60 件程度ぐらいは、想定より増えているということで補正をさせていただいておるところでございます。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） ほな、以前よりは、みんなが、増えていって、利用してくれておると
いうことでございますね。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） 昨年の2月からコンビニのほうが始まったわけなんですけれど
も、想定については、税務課のコンビニ収納等を想定して、最初に予算させていただいた
んですけれども、それよりは増えておると。増えているということで、今回、補正をして
おります。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 109 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 109 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 109 号は、原案のとおり可決され
ました。

日程第 5．議案第 110 号 令和 3 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案
（第 2 号）について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 5、議案第 110 号、令和 3 年度佐用町特定環境保全
公共下水道事業特別会計補正予算案についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 同じく 4 ページ、これコンビニの分でございますけれど、前に聞いた
ような格好で、推移しているんかどうか、教えてください。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） お答えします。

下水道についても、当初、150 件程度というふうに想定しておりました。そちらについても、70 件程度、想定より増えておるということで、今回、補正をさせていただきました。以上です。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 110 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 110 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 110 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6．議案第 111 号 令和 3 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 6、議案第 111 号、令和 3 年度佐用町水道事業会計補正予算案についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 3 ページ、業務活動によるキャッシュ・フロー、これの三角、3,502 万 6,000 円、この分についての要因を述べてください。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） 当年の純利益なんですけれども、こちらについては、業務活動で行った分で、増減があるということがございます。こちらについては、業務活動費、経費にかかるような減価償却費や、そういった部分も含めての差引きでございます。業務活動にかかる分が 3,502 万 6,000 円、減額ではなくて、それだけ赤字になるということを表しておるものでございます。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） これ、やっぱりコロナ禍で、これだけ少なくなったということも加味されておるんですか。そこらへんは、どんなん。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） お答えします。

こちらについては、コロナ禍というよりも、いろいろ、減価償却費、これまで施設等の減額分、毎年、毎年、それだけ価値が落ちていくというような経費の部分がかなりございまして、その分を償却していくという部分で、マイナスが大きいということで、あまりコロナ禍については、上下水道の使用料とか、あまり減額分とかいう部分はございませんので、そういった経費分、設備の投資のために必要なお金が、それだけかかっておるということを表しているということでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 減価償却の分は、やはり年とともに、それが、どうか、値打ちがなくなって、低くなっていくというのは分かっておるんですけれど、すると、ほな 2 番の投資活動によるキャッシュ・フローで三角の 1 億 9,900 万、この分についても同じという解釈ですか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） こちらについては、固定資産の取得のための支出ということで、工事費とか、そういった部分でかかるお金を表しておるものでございまして、これだけ建設費にかかっておるというようなことを表しております。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） それにかかっておるということですが、それだけ減ったということについては、どんなんかということです。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） 減ったということではなくって、こちらについては、キャッシュ・フローについては、これだけお金を支払っていますという部分を表したものでございます。

議長（石堂 基君） 他に質疑はありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 111 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 111 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 111 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7. 議案第 112 号 令和 3 年度佐用町一般会計補正予算案（第 7 号）について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 7 に入ります。
日程第 7 は、本日追加提出の案件であります。議案書は予定案件として、あらかじめ配付しております。ご熟読のこととしますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
日程第 7、議案第 112 号、令和 3 年度佐用町一般会計補正予算案についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 112 号、佐用町一般会計補正予算案（第 7 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。
今回の補正は、11 月 19 日に閣議決定をされた、新型コロナウイルス対策に伴う国の経済対策を受けまして、佐用町としての予算措置を講ずるものでございます。
補正予算の中身でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,650 万円を追加をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 130 億 2,820 万 1,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明させていただきます。

今回の補正予算の財源は、全額国庫支出金であり、国庫補助金 9,650 万円の増額計上でございます。

次に、歳出についてであります。民生費におきまして、児童福祉費 9,650 万円の増額で、現行の児童手当の支給要件を満たした、18 歳以下の子供を持つ世帯に対して 1 人当たり 10 万円相当を給付する子育て世帯への臨時特別給付金のうち、先行して給付する 5 万円分の給付金と事務費でございます。

なお、給付金のうち、来春までに子育て関連に使用できる 5 万円相当のクーポン支給のほか、困窮世帯への給付金事業など、その他の支援施策につきましては、国の経済対策の詳細が判明次第、追加の補正予算等、今後、必要に応じて措置を講じてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、ご承認を賜りますように、お願い申し上げます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これより議案第 112 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 国の閣議決定に伴うものなんですけれども、最後のほうで、国の動向によって、追加施策もするということなので、とりあえず先行で補正予算ということなんですけれども、先の全員協議会でも概要は報告されているんですけれども、対象者、それから、児童手当支給者、所得制限を設けられております。そういう点で、該当する、漏れる人いうたらあれなんですけれども、児童手当支給から外れている人とか、そういった全体の佐用町内の実態について、一度は説明を受けておりますけれども、改めて、補正予算にかかわって説明をお願いしたいと思います。

1,900 人が対象だけど、受けられるのは 1,500 人程度というか、概略受けておりますけれども、そういった点、とりあえず説明を、再度になると思っておりますが、お願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） お答えをいたします。

今回、補正をさせていただいております 5 万円の現金給付の対象者でございますけれども、中学生までの方には、児童手当が支給をされております。その方々と、それから、16 歳以上 18 歳までの高校生等の方。それと、児童手当が支給をされている中で、特例給付といまして、お子さん 2 人、それから配偶者の方が非課税の方で、モデル的に年収が 960 万円の方については、ひと月当たり 5,000 円という特例給付が出ておりますけれども、そういった方が児童手当の対象でございますけれども、佐用町としては、その特例給付相当の方については、今回の子育て世帯への臨時特別給付金については支給をしない。これは、国のほうの方針と同一ということでさせていただきます。

それで、児童手当が出ている人数でございますけれども、約 1,270 名の方です。児童手

当の特例給付の方というのが20名前後ということでございます。それ以外に16歳から18歳までの方につきましては、約200名いらっしゃいます。ごめんなさい。予算としては、400名ぐらい上げているんですけど、特例給付の方もいらっしゃいますし、それから、児童手当を弟さん、妹さんがもらわれている高校生についても、先ほど言いました、約1,270の中に含めておりますので、それ以外の高校生、16から18のみの児童さんについては、約200名ということで、人数のほうを把握をしております。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 結局、町内の子供さんがいる家庭に支給されないのは、今回、いわゆる20人ぐらいは所得なりで、国の基準からいくと対象にならないというふうに理解させていただいてよろしいんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） お答えします。そのとおりでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 今回、国の方針で、10万円相当で、そのうち現金が年内に5万円、残る5万円については、クーポンというふうにされているんですけど、国のほうの方針はそうなんですけれど、町としての考えとして、国の、その方針を受けて、全額現金にして支給するとか、マスコミの報道、様々、自治体の取組として聞かれるんですけど、そういう点は、町としては、方針どおり提案ということになってはいますが、検討とか住民の声を聞くとか、そこらへんの状況はどうなんです。伺います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） お答えをいたします。

先ほどは、5万円の現金給付のことをご説明させていただきましたけれども、それ以降の残りの5万円相当の給付につきましては、ただ今、国のほうで臨時国会で審議中でありまして、国のほうの方針と申しますか、制度が決まりましたら、それが国民に対して支給をするという制度でございますので、佐用町としても、その制度に沿って支給のほうをしていくということでございます。

それで、県内のほかの自治体等の状況も県として把握する必要があるということで、クーポン給付、あるいは、5万円、残りも現金給付というような自治体がどれぐらいあるかというようなことを、今現在、県のほうでも調査をされているようでございますが、その

クーポンといいますのは、そもそも、子供のために用品を購入するというような目的のものでございますから、そのクーポンを使って、その目的に沿った使用の仕方をされることが前提になるわけでございますけれども、そういうことを鑑みますと、佐用町としては、現状、国のほうが、これから、どういうふうな制度に変更になっていくか分かりませんので、現金かなというふうなことは、今現状として考えているところでございますが、先ほども言いましたように、また、変更になる場合もあるということで、よろしく願いいたします。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 112 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 112 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 112 号は、原案のとおり可決されました。

議長（石堂 基君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。
お諮りします。議事の都合により、明日 12 月 14 日から 16 日まで、本会議を休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。
次の本会議は、12 月 17 日、金曜日午前 9 時 30 分より再開しますので、ご承知おきください。よろしく願いいたします。
それでは、本日はこれにて散会します。

午前 10 時 02 分 散会